最終更新日：2021年7月2日

合同製鐵株式会社
代表取締役社長　内田裕之
問合せ先：執行役員総務部長　甲斐　嘉久
証券コード：5410
http://www.godo-steel.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

(1) 当社は基礎素材産業として広く社会に役立つ鉄鋼製品の安定供給を通じ、国民生活の向上と我が国経済・社会の発展に寄与するという使命のもと、株主や取引先をはじめとする全てのステークホルダーの信頼と期待に応えながら、経営の効率性及び透明性を確保し、企業価値の増大と社会から信頼される会社を実現することがコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

(2) 当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは次のとおりです。
当社は、監査役会設置会社であり、10名以内の取締役及び取締役会、5名以内の監査役及び監査役会並びに会計監査人を置くことを定款に定め、現在、取締役7名（うち、独立社外取締役3名）、監査役5名（うち、独立社外監査役1名を含む社外監査役3名）、会計監査人1名を選任しております。

また、当社の取締役会は、現在、当社の業務に精通した業務執行取締役4名と法曹、企業経営等の分野における豊富な経験や高い識見を有する独立社外取締役3名によって構成され、原則月1回開催し、最高意思決定機関として法令・定款に定める事項及びその他重要な事項の決定を行うとともに、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について取締役から報告を受け、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の確立を図るとともに、取締役の職務執行に対する監督機能の強化を図っております。

当社の監査役は、現在、当社の業務・組織等に精通した常勤監査役2名と、会計、企業経営等の分野における豊富な経験や高い識見を有する社外監査役3名（うち、独立社外監査役1名）で構成され、各監査役は、取締役会、経営会議等の社内会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧するなど、定期的に開催される監査役会を通じ、相互に連携を図りながら、監査役監査要綱その他の規程に基づき取締役の職務執行状況の監査を行っております。

また、当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、当社と各グループ会社との間で事業戦略を共有化し、グループ一体となった経営を行うこととしております。

グループ会社の管理に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、経営状態を把握するとともに、重要案件については事前協議を行い、必要に応じ指導・助言を行っております。

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各部門長及び各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築・運用を基本とし、当社グループ全体での横断的内部統制強化の観点から、各機能部門によるリスクマネジメント活動及び総務部門を中心とする内部統制の強化を図るとともに監査部によるグループ会社を含めた内部監査を実施しております。また、グループ会社を含めた内部通報制度を設けるとともに、主要グループ会社にはリスクマネジメント責任者を置き、当社と各グループ会社との間で内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4－8－2】（独立社外取締役の有効な活用）
当社の取締役会は、業務執行取締役4名および独立社外取締役3名の合計7名という少数の中で活発な質問や意見の表明を行う等、積極的に議論に参加し十分な意見交換が出来ていることから、新たに「筆頭独立社外取締役」を選任するよりも、現状の体制により経営陣との連絡・調整の充実を図っていくことが望ましいと考えております。

【補充原則4－10－1】（任意の仕組みの活用）
当社は、取締役・監査役候補者の選任や報酬について、3－1（3）、3－1（4）で示しております方針に基づき、業務執行取締役4名および独立社外取締役3名の合計7名の少数でかつ3分の1以上の独立社外取締役が主要な構成となる取締役会で審議のうえ決定しているため、改めて任意の委員会等を設けるよりも、現状の構成により取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任等が担保できているものと考えております。

【原則4－11】（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
当社は、法律の専門家や他社の経営者を社外取締役に選任し、少数による取締役会体制としております。女性や外国人取締役は在任しておりませんが、一方で、7名の取締役のうち、3分の1以上の3名が社外取締役であり、これら社外取締役からの意見やアドバイスなどにより経営監視機能の強化を図っております。
また、監査役会は、常勤監査役2名および社外監査役3名の5名で、企業経営の各分野において、卓越した見識と経験を有する者で構成されており、うち1名は公認会計士であり、他にも財務・会計に関する十分な知見を有している者が選任され、会計面での監査・監督を強化しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】（政策保有株式）
（1） 政策保有に関する方針
当社は、営業上の取引先及び、業務提携先との関係の維持や発展を通じて当社の中長期的な企業価値を向上させることを目的として、政策保有株式を保有しております。この政策保有株式については、その保有の意義に加え、投資先企業の業績等の定量的な評価による経済合理性も併せて定期的に検証しております。

その検証の結果、保有先企業との経営上の関係の変化や、企業価値が著しく棄損し、かつ回復が見込めないなど、継続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合は、保有先企業との対話等を経たうえで、適宜、政策保有株の削減や売却を実施してまいります。
(2) 政策保有株式に係る議決権の行使に関する基本方針
政策保有株式に係る議決権の行使に関しては、当社の各々の政策保有株式の担当部門が保有先企業の株主総会の議案の内容について、当社の保有目的に資するかを総合的に判断して、適切に議決権の行使を行っております。

【原則1－7】(関連当事者間の取引)
当社は役員および役員が実質的に支配する会社との取引について、法令及び社内規程の「取締役会規程」に基づき、各々の取引内容を確認し、利益相反取引に該当する場合に、取締役会において承認と報告を行い、その取引が当社の不利益とならないことを確認しております。

【原則2－6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)
当社は従業員の福利厚生の充実を図る観点から、2015年より確定拠出年金制度を導入しているため、企業年金積立額の運用には関与しておりませんが、全従業員に対して年金資産の適切な運用に関する投資教育を定期的に実施しております。
また、確定拠出年金制度移行前に退職した従業員に対する年金支給部分については、閉鎖型の確定給付年金にて運用及び支給しておりますが、その運用については、専門知識や豊富な経験を有する運用機関に委託するとともに、総務部と経理部が連携して適宜モニタリングを実施しております。

【原則3－1】(情報開示の充実)
(1) 企業理念、経営戦略・経営計画
a. 経営の基本方針
当社グループは、基礎素材メーカーとして良質な鉄鋼製品の安定供給を通じて、経済・社会の発展に寄与していくこと、及び、電炉メーカーとして鉄鋼リサイクルシステムの一翼を担い、省資源・省エネルギーに貢献していくことを経営の基本方針としております。
b. 目標とする経営指標
企業グループ価値の向上を図るため、売上高利益率・資産効率・資本効率を重視し、継続的な企業成長に努めてまいります。
c. 中長期的な経営戦略
当社グループは上記の基本方針のもとに、様々な環境の変化のもとで安定的に収益が確保できる経営基盤の確立を目指して、以下の経営戦略を推進いたします。
1)国内では、需要見合いの生産を実行し、再生産可能な販売価格の維持に努めつつ、生産余力を活用して鋼片・鋼材の輸出に注力することにより収益基盤を強化するとともに、普通鋼電炉業界の改善・発展に寄与してまいります。
2)線材・形鋼・構造用鋼・鉄筋棒鋼等の多様な条鋼類の製造販売を行うことにより、安定的な収益の確保を図ってまいります。
3)製品の品質・コストの競争力確保に努めるとともに、財務体質の強化も図り、電炉会社に相応しい経営体質の構築を図ってまいります。
4)当社は完全子会社の朝日工業(株)や三星金属工業(株)、(株)トーカイを含めた複数の製造拠点をもつ事業所体制を構築し、グループ全体の一層の業務効率化、営業力強化並びに資産の有効活用を進めることにより、安定した収益基盤の確立を目指してまいります。
5)良質な製品の提供並びに環境面への積極的な取組みを通じて、需要家はもとより社会全体の信頼を確保してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
本報告書の1－1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
a. 報酬決定の方針
当社は取締役の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、役職毎の基本報酬額に、その前事業年度の単独の経常利益に応じた役職毎の責任を考慮した連動単価に基づく業績連動報酬額を加算した報酬額を前提に、社外取締役を含めた取締役全員が出席する取締役会に諮り決定しております。
なお、監査役の報酬は、役位及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る月例報酬の額を決定することとしております。
b. 報酬決定の手続
各取締役の報酬については、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内で、上記の方針に基づき、取締役会にて決議しております。
なお、各監査役の報酬については、監査役会の協議により、決定しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選解任を行うにあたっての方針と手続
a. 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定の方針
取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定については、様々な環境変化のもとで安定的に収益が確保できる経営基盤の確立を目指して、適正な人材を選定するとともに、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性を累積的に評価した上で、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス(社外役員の員数を含む)を考慮することとしております。
b. 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定の手続
取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定については、取締役会にて決議しております。
なお、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。
c. 経営陣幹部の解任の方針と手続き
経営陣幹部の解任に関しましては、選定の方針に沿った責務や役割を果たす事が困難と認められる場合には取締役会において決議することとしております。

(5) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定についての説明
当社は、取締役及び監査役に関しましては、「株主総会招集通知」の参考書類に個々人の略歴及び重要な兼職の状況、選任理由を記載しております。さらに、経営陣幹部の選任に関しては、役員人事に係る適時開示資料において個々の担当する業務や役職の委嘱等について説明を行っております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任理由及び独立性については、本報告書の2－1「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役関係】及び【監査役関係】にも記載しております。

【補充原則4－1－1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)
当社は、法令、定款に定められた取締役会での決議事項を「取締役会規程」に定め、決議事項、経営に関する重要事項について判断、決定をしております。また、取締役会の決定に基づく職務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役、各執行役員等が遂行しております。各取締役と各執行役員の業務分担は、「取締役会規程」に基づき取締役会が決定した執行役員規程、業務分掌規程、決裁規程においてそれぞれの責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続を定めております。

【原則４－９】（独立役員の独立性判断基準）
当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性については、国内の金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。なお、当社がその判断の基礎とした社外役員と当社との利害関係については、本報告書の２－１「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役関係】及び【監査役関係】に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１１－１】（取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）
当社は様々な経営環境に対応すべく、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス等を考慮しながら、取締役の選任を実施しております。定款に定める取締役の定数は10名以内、監査役の定数は5名以内ですが、現在、取締役７名（うち、独立社外取締役3名）、監査役5名（うち、独立社外監査役１名を含む社外監査役3名）を選任しております。

【補充原則４－１１－２】（取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況）
当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、「株主総会招集通知」の参考書類、「有価証券報告書」等において、毎年開示を行っております。いずれも当社ウェブサイトに掲載しておりますので、詳細につきましてはそちらをご参照ください。

【補充原則４－１１－３】（取締役会全体の実効性についての分析・評価）
（実施概要）
当社においては、取締役会の運営等に関する評価や意見などについて、取締役、監査役全員に対し、アンケートを実施し、取締役会において、その実効性について分析・評価を行い、今後の取締役会の運営等の改善に活用することとしております。
アンケートでは、独立社外取締役を含む取締役全員及び社外監査役を含む監査役全員が、取締役会の議題、議論内容、開催頻度、運営方法等に関する意見交換を実施し、その内容の分析及び課題整理を行いました。

（評価結果の概要）
取締役会の実効性に関する分析及び評価の結果、当社が採用しているガバナンス体制及び運用は概ね適切に機能していることを確認しました。
具体的には、監督機能に重点が置かれた少数の取締役会体制が浸透し、重要事項の審議においては適切な議論が行われ、意思決定の透明性は確保されており、取締役の実効性が維持されているものと考えておりますが、社内、社外取締役間の連携強化につきましては、もう一歩踏み込んだ対応が必要であると認識するところであります。
今後は、中期的な事業戦略や経営課題等を着実に達成するための適切な監督・助言機能の更なる発揮に向けて、社内、社外取締役間の情報交換・連携および社外取締役のトレーニング機会の提供を充実・強化するとともに、ダイバーシティへの取り組みについても検討して参ります。

【補充原則４－１４－２】（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
当社は、各社外取締役及び社外監査役に対し、就任の際に、当社グループ事業の内容等について説明を行うとともに、就任以降、各製造所の視察等の機会を設け、社内出身の業務執行取締役及び監査役に対しても、その就任に際して、会社法等の重要な法令に基づく責務や業務に関連する制度について改めて説明を行っております。

【原則５－１】（株主との対話方針）
当社は、企業グループ価値の向上を図るため、株主との建設的な対話に努めております。株主・投資家との対話全般については、総務担当及び経理担当取締役が統括し、総務部・経理部をはじめとする社内各部門が連携して、施策の充実に努めております。
具体的には、株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、決算説明会などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実を図っております。

２．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本製鉄株式会社	2,566,912	14.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	747,200	4.36
三井物産株式会社	730,882	4.26
合鐵取引先持株会	609,871	3.56
共英製鋼株式会社	514,400	3.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	418,300	2.44
株式会社メタルワン	339,005	1.98
株式会社みずほ銀行	327,961	1.91
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	270,100	1.58
東京鐵鋼株式会社	268,800	1.57

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

⑴ 大株主の状況につきましては、2021年3月31日現在の状況を記載しております。
⑵ 当社は、自己株式2,517,122株（持株比率14.68%）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
四宮　章夫	弁護士											○
阪田　貞一	他の会社の出身者											○
土屋　光章	他の会社の出身者					△						○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
四宮　章夫	○	―――	弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験と法務的知見を有しておりますので、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン3.5（3）の2」に規定する独立性基準を充たしていると判断しております。

阪田　貞一	○	―――	企業経営者としての長年の経験と幅広い見識をもとに、独立した立場から当社の経営全般に助言･提言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。 また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン3.5 (3) の2」に規定する独立性基準を充たしていると判断しております
土屋　光章	○	土屋光章氏は、当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行」に2008年まで在籍しておりました。	大手金融機関での長年の経験に加えて、シンクタンクで経営に携わるなど、専門性の高い経済や業界情報を有しており、独立した立場から当社の経営全般に助言･提言をいただけることを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン3.5 (3) の2」に規定する独立性基準を充たしていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、総務部との間で定期的または必要の都度、経営上の重要課題に関する意見交換を行うとともに、監査部から監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井　清	公認会計士													○
服部　昌弘	他の会社の出身者							○						
介川　康弘	他の会社の出身者									○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井　清	○	―――	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験等を当社の経営全般の監査に活かしていただくことを期待して選任しております。 また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン3.5 (3) の2」に規定する独立性基準を充たしていると判断しております。
服部　昌弘		日鉄物産株式会社 執行役員	日鉄物産株式会社において、執行役員の役職にあり、鉄鋼流通における豊富な経験を有し、その専門的な知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。
介川　康弘		日本製鉄株式会社 関係会社部部長	日本製鉄株式会社において、関係会社部部長の役職にあり、鉄鋼業における豊富な経験と能力・識見を有していることから、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

「その他」は役員賞与制度

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、取締役・監査役・社外役員毎の総額を開示しております。
なお、2020年度に係る支給総額は、以下のとおりです。

取締役	9名	245百万円
(うち社外取締役	3名	12百万円)
監査役	4名	65百万円
(うち社外監査役	2名	8百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年3月29日開催の取締役会において社外取締役の意見を聴取した上で定めており、その概要は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、会社業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職毎の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。
具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬額および業績連動報酬額により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬額のみを支払うこととしており、当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職務に応じて決定するものとしております。
なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会において原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、決定方針に沿うものであると判断したうえで、取締役会において決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

専従部署はありませんが、必要に応じて、社外取締役に対して、総務部が取締役会その他の重要な会議の日程や付議される案件等を事前に連絡し、事前に説明が必要な場合には担当部署から実施しております。
また、監査部が監査役の監査業務を補助する体制をとっており、総務部が監査役との連絡・調整を行うこととし、社外監査役についても同様に情報共有化に努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社におけるガバナンス体制は以下のとおりです。

当社は、監査役会設置会社であり、10名以内の取締役及び取締役会、5名以内の監査役及び監査役会並びに会計監査人を置くことを定款に定め、現在、取締役7名（うち、独立社外取締役3名）、監査役5名（うち、独立社外監査役1名を含む社外監査役3名）、会計監査人1名を選任しております。
当社の取締役会は、現在、当社の業務に精通した業務執行取締役4名と法曹、企業経営等の分野における豊富な経験や高い識見を有する独立社外取締役3名によって構成され、原則月1回開催し、最高意思決定機関として法令・定款に定める事項及びその他重要な事項の決定を行うとともに、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について取締役から報告を受けております。また、取締役の任期を1年として、経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応できる体制の確立を図るとともに、取締役の職務執行に対する監督機能の強化を図っております。
当社の監査役は、現在、当社の業務・組織等に精通した常勤監査役2名と、会計、企業経営等の分野における豊富な経験や高い識見を有する社外監査役3名（うち、独立社外監査役1名）で構成され、各監査役は、取締役会、経営会議等の社内会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧するなど、相互に連携を図りながら、監査役監査要綱その他の規程に基づき取締役の職務執行状況の監査を行っております。
なお、社外監査役酒井清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
内部監査については、内部監査を担当する監査部（2名）を設置し、内部監査規程に基づく、内部統制監査を中心に、規則違反や不正行為の発生防止、早期発見是正を図っております。
監査役監査は、社外監査役3名（うち、独立社外監査役1名）を含む監査役5名の体制で、監査役会が定めた監査の方針及び計画等に沿って実施しております。また、取締役会、経営会議等の社内会議への出席や、取締役、執行役員及び使用人等にその職務の執行状況について説明を求めるとともに、代表取締役及び各部門長と適宜意見交換を行い、積極的に意見を表明しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会を経営の意思決定と監督機能に重点を置く機関と位置づけ、迅速かつ効率的な意思決定と適切な監督を行うため、複数の独立社外取締役を含めた少数の取締役による取締役会運営を行っております。さらに、業務執行に万全を期すとともに責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。
また、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、監査役5名のうち3名を社外監査役としております。
以上のことから、当社は現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の3日前（6月7日）に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	第115回定時株主総会は集中日を避けた総会日といたしました。 （2021年6月25日）
電磁的方法による議決権の行使	実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームに登録しております。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知の英訳を当社及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載し、(株)ＩＣＪ運営サイトにも掲載いたしました。
その他	早期情報開示の観点から、本年は株主総会招集通知・参考書類の内容を、6月2日に当社ウェブサイトに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表にあわせて、アナリスト向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、招集通知をホームページに掲載しております	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務担当部門及び経理担当部門を中心として対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「合同製鐵グループ企業行動指針」において、株主や顧客・取引先・従業員等の様々なステークホルダーとの関係を明記しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「合同製鐵グループ企業行動指針」において、環境問題への取組みや社会貢献活動に積極的に行動することを明記しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「合同製鐵グループ企業行動指針」において、企業情報を積極的かつ公正に開示するものと定めるとともに、「内部統制システムの基本方針」においても、財務情報、重要な経営情報について、法令等で定めるもののほか、適時・的確な開示に努めることとしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

［内部統制システムに関する基本的な考え方］
当社は、各部門及びグループ各社の責任に基づく自律的な内部統制システムを基本としており、内部統制システムの整備について、以下のとおり定め、適切に整備・運用するとともに、その継続的改善に努めることとしております。

［内部統制システムの整備状況］
1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成される経営管理体制とする。
取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について、取締役から報告を受け、または決定を行う。
取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。
取締役の職務執行状況は、監査役監査要綱その他の規程に基づき、各監査役の監査を受ける。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務執行上の各種情報について、情報セキュリティ基本規程、文書管理規程その他の規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行うとともに、取締役会議事録をはじめとする各種文書について、適切に作成・保管する。
また、財務情報、重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、IR活動やウェブサイト等を通じ、適時・的確な開示に努める。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
法令遵守、安全衛生、環境・防災等経営上、業務遂行上のあらゆるリスクについて、関連する業務規程に従い、それぞれのリスク特性に応じたリスクマネジメント活動を行う。各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、経営に重要な影響を与えるリスクの抽出・評価に基づき、規程・マニュアル類の整備、教育・啓蒙及びモニタリング等を行うとともに、その継続的な改善に努める。
グループリスクマネジメント委員会において、各部門におけるリスクマネジメント活動の総括を行うとともに、当社グループにおける横断的なリスクについて、未然防止のための教育・啓蒙活動、課題の設定、状況把握、評価等を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
事業戦略や設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。また、経営会議、取締役会に先立つ審議機関として、目的別に設備予算委員会等の全社委員会等を設置・運営する。
取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。各取締役、各執行役員の業務分担は、取締役会規程に基づき取締役会が決定し、執行役員規程・業務分掌規程・決裁規程においてそれぞれの責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続を定める。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、全ての取締役、執行役員、使用人が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とする。経営トップ及び各部門長は、業務運営方針等を必要の都度タイムリーに発信する。
各部門長は、自部門における法令・規程遵守状況のモニタリング等、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反の恐れのある行為・事実を認知した場合、コンプライアンスの総括部門である総務部へ速やかに報告する。総務部は各機能部門と連携し迅速に対応を行う。
内部監査を担当する部署として監査部を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施し、規則違反や不正行為の発生防止、早期発見・是正を図る。
使用人は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った使用人については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

6．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、当社と各グループ会社との間で事業戦略を共有化し、グループ一体となった経営を行うものとし、当社各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、業務運営方針等を使用人に対し周知・徹底する。
グループ会社の管理に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、経営状態を把握するとともに、重要案件については事前協議を行い、必要に応じ指導・助言を行う。
当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各部門長及び各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築・運用を基本とする。また、当社グループ全体での横断的内部統制強化の観点から、各機能部門によるリスクマネジメント活動及び総務部門を中心とする内部統制企画の強化を図るとともに監査部によるグループ会社を含めた内部監査を実施する。また、主要グループ会社にリスクマネジメント責任者を置き、当社と各グループ会社との間で内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の充実を図る。
コンプライアンスや倫理上の問題について、グループ全体の相談窓口として「合同製鐵グループコンプライアンスホットライン」を設置、運営する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査部所属の使用人に対しその補助者として監査業務に必要な事項を指揮命令できることとする。

8．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等については、監査役と事前協議の上、同意を得ることとし、取締役からの独立性の確保ができる体制とする。

9．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うとともに、法令等の違反行為等、当社または各グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行う。
監査役へ報告を行った当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会、経営会議等の社内会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。
取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等において、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について情報を共有すると

ともに、必要に応じて監査役より報告を受ける。
総務部は、監査役との間で定期的または必要の都度、経営上の重要課題等に関する意見交換を行う等、相互に連携を図る。
監査役は、会計監査人及び監査部から監査結果について適宜報告を受けるとともに、それぞれと緊密な連携を図る。
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「合同製鐵グループ企業行動指針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決すること」を定め、グループの全従業員に対し周知・徹底を図っております。また、大阪府企業防衛連合協議会に参加する等、定期的に警察及び近隣企業との情報交換等を行い、情報収集とともに反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

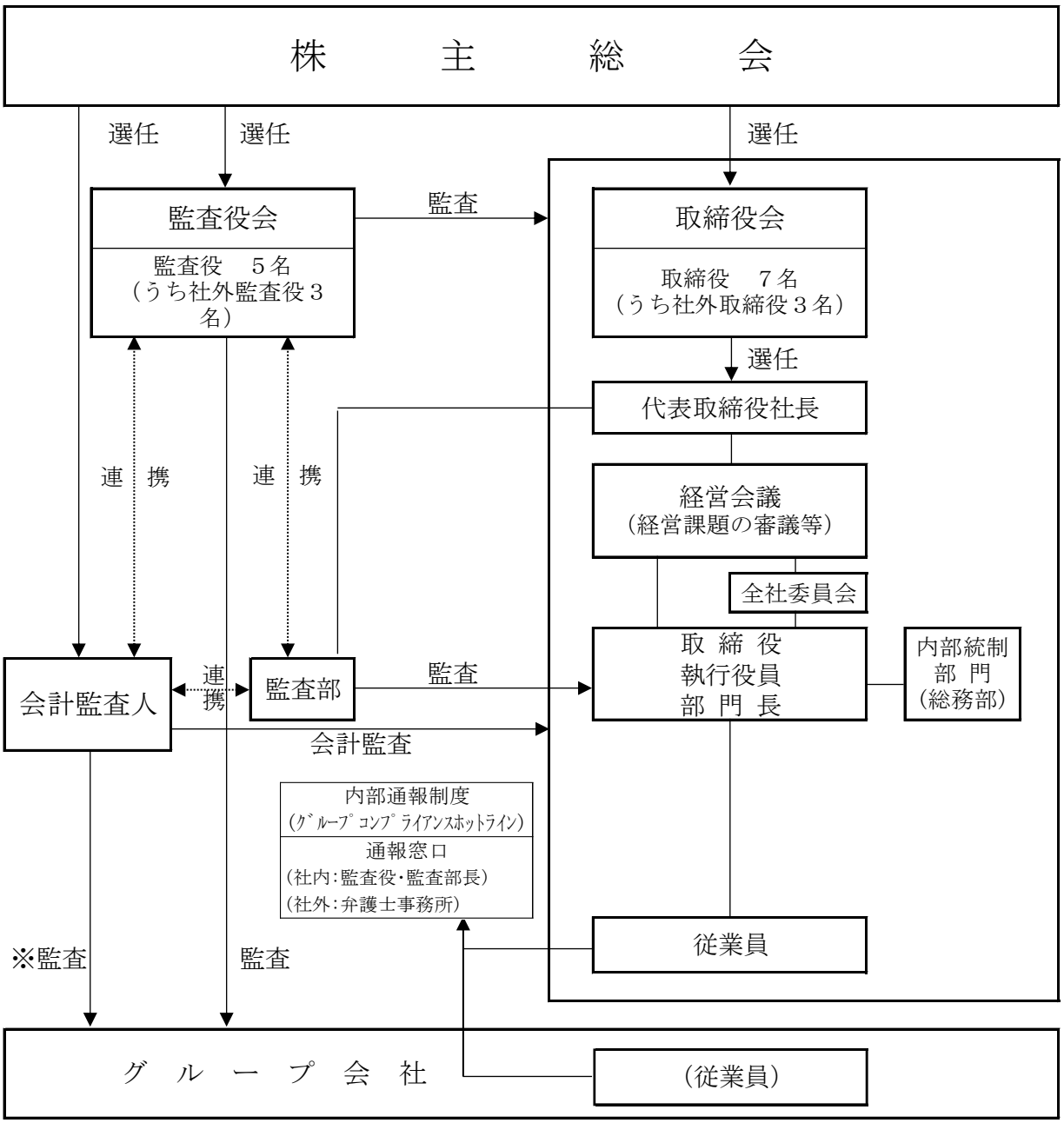
[会社情報の適時開示に係る社内体制]

当社の会社情報（子会社に関わる事項を含む）の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決算に関する情報
決算に関する情報につきましては、取締役会の承認を得た後、証券取引所が定める適時開示規則及び関係諸法令、会社規定に従い、適時開示を行います。

2. 決定事実に関する情報
適時開示の対象となる決定事実に関する情報につきましては、取締役会の承認を得た後、証券取引所が定める適時開示規則及び関係諸法令、会社規定に従い、適時開示を行います。

3. 発生事実に関する情報
適時開示の対象となる発生事実に関する情報につきましては、その所管部門より取締役会又は総務部に報告した後、証券取引所が定める適時開示規則及び関係諸法令、会社規定に従い、適時開示を行います。



※会計監査人によるグループ会社の監査は、連結決算の監査を通じて行っております。